記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、香川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成27年12月14日

4　推薦書及び添付書類提出先　香川労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

注1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

苅田港松山地区土砂処分場公有水面埋立事業環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十七年十二月三日

国土交通省九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　国土交通省九州地方整備局

代表者の氏名　国土交通省九州地方整備局長　鈴木　弘之

主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称　苅田港松山地区土砂処分場公有水面埋立事業

対象事業の種類　公有水面の埋立て

対象事業の規模　約四十五ヘクタール

三　対象事業が実施されるべき区域

福岡県京都郡苅田町烏越町地先海域（重要港湾　苅田港　港湾区域内）

四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

福岡県京都郡苅田町

五　方法書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧の場所

福岡県京都郡苅田町港町二十八番二号

国土交通省九州地方整備局苅田港湾事務所

福岡県京都郡苅田町港町二十九

福岡県苅田港務所

福岡県京都郡苅田町富久町一丁目十九番一号

苅田町役場環境保全課

縦覧の期間及び時間　平成二十七年十二月三日から平成二十八年一月五日まで

九時から十七時まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び年末年始を除く。）

六　意見書の提出

法第八条第一項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出できる。

七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

平成二十八年一月十九日まで

提出先

福岡県京都郡苅田町港町二十八番二号

国土交通省九州地方整備局苅田港湾事務所

意見書の提出に必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を記載するよう。

一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　意見書の提出の対象である方法書の名称

三　方法書についての環境の保全の見地からの意見

意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するよう。

苅田港松山地区土砂処分場公有水面埋立事業環境影響評価方法書の説明会の開催について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の二第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十七年十二月三日

国土交通省九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　国土交通省九州地方整備局

代表者の氏名　国土交通省九州地方整備局長　鈴木　弘之

主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号

一、事業計画が定められた年月日　平成二十七年十一月二十五日

二、調査の種類　山村境界基本調査

三、調査を実施する者の名称　国土交通省

四、調査地域

静岡県　松崎町

鹿児島県　瀬戸内町

五、調査期間　平成二十七年及び平成二十八年

公　告

諸事項

工場財団

千葉県野田市上三ケ尾392番地**軽部文彰**の千葉県野田市上三ケ尾362番地上三ケ尾ソーラーファームについての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年12月3日　千葉地方法務局柏支局

群馬県高崎市西横手町111番地**ルネサスセミコンダクタパッケージ&テストソリューションズ株式会社**の工場財団に熊本県球磨郡錦町一武2626番地ルネサスセミコンダクタパッケージ&テストソリューションズ株式会社錦工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年12月3日

熊本地方法務局人吉支局